

社団法人 日本図書館協会 図書館学教育部会

# 会 報 第 81 号

2007 (平成19) 年 10 月 25 日発行 編集・発行 図書館学教育部会

## 目 次

2007年度 図書館学教育部会総会が開かれました	1
2006年度 第1回研究集会報告(2007年4月28日開催)	2
テーマ: 図書館情報学教育の「いま」と「これから」	
報告1: 『これからの図書館』をめぐる現段階(志保田 務・部会長)	5
報告2: 『日本の図書館情報学教育2005』編集の進捗状況(糸賀 雅児)	9
講演1: 40年の空隙を埋める-1968年省令改正と今-(根本 彰)	10
講演2: 近畿地区における図書館情報学教員の交流(柳 勝文)	13
講演3: 西日本図書館学担当教員連絡協議会について(佐藤 允昭)	16
参加者の感想 教育部会研究集会に参加して(山内美千絵)	18
研究集会に参加して(宮部 頼子)	18
参加者のご意見から	19
2007年 第2回研究集会のご案内(12月8日、京都で開催)	20

## 2007年度 図書館学教育部会総会が開かれました

日 時: 2007年4月28日(土) 12:00~13:00

場 所: 日本図書館協会会館 2階研修室

出席者: 20名

### 1. 総会の成立

現在の部会員が228名で、出席20名、委任状提出者89名であり、部会総会が成立することが報告された。

### 2. 議長、議事録署名人の選出

菅原春雄氏(文教大)を議長に、金容媛氏(駿河台大)を議事録署名人に選出した。

### 3. 議事

#### 1) 2006年度活動報告

志保田務部会長(桃山学院大)より、総会資料にもとづき2006年度活動報告があり、異議なく承認された。

関連して、未刊行となっている『日本の図書館情報学教育2005』(仮題)の刊行について出席者から質問

があり、部会長より、なるべく早急に刊行予定であることが報告された。

#### 2) 2006年度決算報告

谷本達哉会計担当幹事(羽衣国際大)より、総会資料にもとづいて2006年度会計決算報告があり、異議なく承認された。

#### 3) 2006年度会計監査報告

藤野幸雄会計監査(愛知学院大)より、監査の結果、問題がないことが報告され、異議なく承認された。

#### 4) 役員選挙報告

漢那憲治選挙管理委員長(龍谷大)より、2006年12月から1月にかけて実施された第25期役員選挙結果について、総会資料にもとづいて報告があった。

投票総数: 86 (うち白票 1票)

部会長: 志保田務氏(桃山学院大)

幹事: 柴田正美氏(帝塚山大)、柳勝文氏(龍

谷大)、谷本達哉氏(羽衣国際大)、前川和子氏(大阪大谷大)、竹内比呂也氏(千葉大)(以上得票順)

監査:渡辺信一氏、漢那憲治氏(龍谷大)

また、部会長から、山本順一(筑波大)、福田博同(跡見学園女子大)、川崎秀子(佛教大)の3氏を部会長指名幹事として指名したことが報告された。

さらに、選挙管理委員長の漢那氏が会計監査に選出され、また選挙管理委員の川崎氏が幹事に指名されたことに伴い、選挙管理委員として、慈道佐代子氏(帝塚山学院大)、中島幸子氏(帝塚山大)に委嘱したことが報告された。

#### 5) 2007年度事業計画案

部会長より、総会資料にもとづいて2007年度事業計画案の説明があり、異議なく承認された。

#### 6) 2007年度予算案

谷本会計担当幹事より、総会資料にもとづいて2007年度予算案の説明があり、異議なく承認された。

#### 7) その他

総会における資料について、よりわかりやすいものとするよう要望があった。

## ◆2007年度総会資料

### 1. 2006年度活動報告

#### 1) 総括

日本図書館協会のなかにある図書館情報学教育にかかわる集団という立場から、本年度も「司書養成次元」、  
「司書職場次元」の2点をポイントに、研修、部会報の発行など活動を進めた。しかし制度的変革など、具体的な進展を実現することはなかった。また、『日本の図書館情報学教育2005』(仮称)は2006年度もなお刊行できなかった。部会員がアクセスできるページの構築と部会報の電子化を試行した。研究集会、図書館大会分科会、幹事会は予定どおり着実に実行した。研究集会への参加者は数において多数でなかった。幹事の会議への出席率は高かった。昨年度、予算逼迫についての懸念が高まったが支出を抑制する努力を続け、その成果が見られる。

#### 2) 部会総会

日時:2006年4月29日(土)

於:日本図書館協会会館研修室

議長:渋谷嘉彦(相模女子大学)

議事録署名者:早野喜久江(相模女子大学)

議題:1. 2005年度事業報告および決算

2. 2006年度事業計画および予算

3) 事業、活動、研修、シンポジウム、集会等

i. 第92回全国図書館大会(岡山) 第10分科会  
2006年10月27日(金)

於:ピュアリティまきび「橘」(岡山市)

テーマ:図書館員の専門性を保障するカリキュラムの構築

基調講演:今まど子(お茶の水図書館理事長)

講演:三輪真木子(メディア教育開発センター)

パネルディスカッション:齋藤明彦(元鳥取県立図書館長)、中村保彦(文教大学湘南図書館司書)、永井悦重(元岡山市立御南中学校図書館司書)、岡紀子(情報科学技術協会評議員)、竹内比呂也(千葉大学)

出席者:69名

幹事出席率:77.8%

ii. 研究集会

[第1回]

2006年4月29日(土)

於:日本図書館協会会館研修室

テーマ:司書課程とカリキュラムの10年:1996年カリキュラムとこれからを考える

講演1:司書課程とカリキュラムの10年:1996年カリキュラムとこれからを考える

渡辺信一(元同志社大学、元日本図書館協会図書館学教育部会長)

講演2:1996年カリキュラム下の司書課程:新カリキュラム導入時における図書館学教育部会の取り組み

高山正也(国立公文書館理事、元日本図書館協会図書館学教育部会長)

講演3:1996年カリキュラムの特徴を踏まえて、今後を目指す

小田光宏(青山学院大学)

パネルディスカッション

大谷康晴(青山学院女子短期大学)、

柴田正美(帝塚山大学)

高山正也(国立公文書館理事)

小田光宏(青山学院大学)

出席者:36名

幹事出席率:88.9%

[第2回]

2007年2月10日(土)

於：常葉学園大学サテライトキャンパス(静岡)

テーマ：図書館サービス・経営の新展開と司書養成・研修

(共催：静岡県図書館情報学教育研究会)

報告1 文部科学省協力者会議における司書養成、研修についての新しい動き

志保田務(日本図書館協会図書館学教育部会長)

報告2 LIPERによる司書検定試験の動向

大谷康晴(青山学院女子短期大学)

講演1 静岡市の指定管理者制度導入議論における司書職の位置づけ

平野雅彦(静岡市図書館協議会委員長)

講演2 静岡県立中央図書館におけるビジネス支援への取り組みと図書館員のスキル

森谷 明(静岡県立中央図書館調査課)

講演3 図書館応援団が期待する図書館専門職

草谷桂子(静岡市の図書館を良くする会/静岡県図書館協議会委員)

講演4 静岡県における学校司書導入の現状と課題：専門職配置の観点から

石田直美(静岡県総合教育センター生涯学習推進センター指導主事)

出席者 49名(講師・幹事等の関係者含む)

幹事出席率：77.8%

#### 4) 刊行物

##### i. 部会報

事業内容：第76号～第79号の刊行(但し、第78号は「選挙公示号」)

##### ii. 『日本の図書館情報学教育2005』(仮称)

事業内容：わが国の図書館情報学教育に関する実アンケート調査票を配付及び回収。

年度内刊行を予定したが実現できなかった。

##### iii. 司書資格取得者就職状況調査報告書(仮称)

事業内容：2002年度調査を元にした報告書を2004年度刊行予定から2005年度刊行予定と遅延したが、刊行ができなかった。データが古くなったので、この刊行事業は中止とする。

なお、調査の報告としては『会報第67号』に「日本図書館協会図書館学教育部会「司書資格取得者の就職状況等に関する調査」についての報告」(p. 6-8、大谷康晴文責)がある。

5) 独自の調査活動：無

6) その他の事業活動：ホームページを開設し、部会報の電子化を試行した。

7) 部会幹事会開催状況

[第1回] 2006年4月29日(土)

於 茅場町パールホテル(東京)

[第2回] 2006年9月5日(火)

於 ホテルグランヴィア佛教大学会議室(京都)

[第3回] 2006年10月27日(金)

於 ピュアリティまきび(岡山)

[第4回] 2007年2月10日(土)

於 常葉学園大学サテライトキャンパス(静岡)

幹事が首都圏、九州、近畿在住で財政事情が厳しく、ウェブ上での意見交換を頻繁に行った。幹事会への出席率は良好であった。

8) その他

i. Webサイトの運営：有

ii. メールングリストの運営：幹事会メンバーについて：有

## 2. 2006年度会計決算・監査報告

### 1) 2006年度会計決算

(単位：円)

費目		予算	決算
収入の部	部会費収入	500,000	616,000
	事業収入	63,000	53,500
	部会交付金	180,000	180,000
	研究集会助成	100,000	100,000
	事業積立金	0	0
	雑収入	0	22,180
	繰越金	173,301	173,301
収入の部合計		1,016,301	1,145,081
支出の部	事務用品費	1,301	95
	振込手数料	25,000	18,420
	通信費	170,000	128,405
	交通費	180,000	116,800
	会報等印刷費	290,000	166,005
	研究集会等費	200,000	107,562
	調査・編集費	50,000	49,475
	予備費	0	0
	選挙管理費	100,000	100,000
	繰越金		458,319
支出の部合計		1,016,301	1,145,081

2) 監査報告

監査報告

監査の結果、執行及び証書保管について、問題はありません。

平成19年4月12日

会計監査 藤野 幸雄 ㊟

平成19年4月8日

会計監査 渡辺 信一 ㊟

3. 第25期（2007年度～2008年度）部会役員

部会長 志保田 務（桃山学院大学）  
 幹事 川崎 秀子（佛教大学）  
 柴田 正美（帝塚山大学）  
 竹内比呂也（千葉大学）  
 谷本 達哉（羽衣国際大学）  
 福田 博同（跡見学園女子大学）  
 前川 和子（大阪大谷大学）  
 柳 勝文（龍谷大学）  
 山本 順一（筑波大学）  
 会計監査 渡辺 信一  
 漢那 憲治（龍谷大学）

第25期役員選挙について

1. 経過

2006.11.09 選挙関係作業開始  
 2006.12.14 選挙公示・選挙人名簿などを含む『部会報』第78号、投票用紙などを発送  
 2006.12.15～2007.01.15 投票期間  
 2007.01.18 開票作業、就任確認作業に入る  
 2007.02.10 選挙結果の確定  
 2007.02.18 結果報告書の作成

2. 会員数と選挙成立要件

選挙人名簿確定時の会員数 227名  
 成立要件（有権者の3分の1） 76名

3. 投票数

投票総数 86名  
 白票 1名  
 有効投票 85名

4. 開票結果

1. 部会長

順位	票数	就任・辞退	名前
1	37	就任	志保田 務
2	7		糸賀 雅児
3	6		柴田 正美
4	5		薬袋 秀樹
5	4		小田 光宏

以下略

2. 幹事

順位	票数	就任・辞退	名前
1	19	就任	柴田 正美
2	19	就任	柳 勝文
3	17	就任	谷本 達哉
4	15	辞退	村上 泰子
5	14	就任	前川 和子
6	13	就任	竹内 比呂也
6	13		山本 順一
8	12		漢那 憲治
9	11		小田 光宏
9	11		佐藤 毅彦
11	10		北 克一
11	10		野末 俊比古
13	8		根本 彰
14	7		逸村 裕
14	7		岸田 和明

以下略

3. 会計監査

順位	票数	就任・辞退	名前
1	19	就任	渡辺 信一
2	6	就任	漢那 憲治
2	6		渡部 満彦
2	6		藤野 幸雄
5	5		中林 隆明
6	4		朝比奈 大作
6	4		渋谷 嘉彦
6	4		高山 正也

以下略

#### 4. 2007年度事業計画案

##### 1) 活動計画

- (1) 総会の開催(4月28日)
- (2) 第93回全国図書館大会(東京大会)図書館学教育分科会(10月30日)の運営
- (3) 研究集会の開催(年度内に2回程度)
- (4) 部会報の発行(年度内に2~3回程度)
- (5) 過去の『部会報』の電子化およびweb上の公開
- (6) 『日本の図書館情報学教育2005』(仮称)の刊行
- (7) 専門委員会の設置:「上級司書」について日本図書館協会が動き始めたら対応する
- (8) 幹事会(年6-8回開催)

本年度も昨年度に引き続き大きな問題として、活動経費の不足がある。部会独自の部会費(年2000円)を集めている。また部会の性格上、幹事が全国に点在する現実があり、必要な経費にも事欠く状態である。研究集会などにおいて遠方からの発表者を迎えることが難しい。昨年度、交通費、事務費を極端に削り、幹事会にかかる経費等工夫をしたが、2007年度も引き続き努力を必要とする。

本年度も部会員の参加意識の高揚を訴えたい。部会員の増加(入会勧誘)、会費の着実な納付、研究集会などへの積極的な参加が望まれる。

#### 5. 2007年度会計予算案

(単位:円)

費目	金額	摘要
収入の部		
部会費収入	460,000	220名(件)分と未納分
事業収入	40,000	研究集会参加費など
部会交付金	180,000	図書館協会から
研究集会助成	100,000	同上
繰越金	458,319	
収入の部 合計	1,238,319	
支出の部		
事務用品費	5,000	事務用品など
振込手数料	23,000	部会費振込など
通信費	170,000	部会報等の発送など
交通費	310,000	幹事会交通費など
会報等印刷費	250,000	部会報発行など
会報電子化準備費	40,000	部会報の電子化
研究集会等費	300,000	講師交通費など
調査・編集費	50,000	図書館情報学教育の調査研究などの費用
予備費	80,319	
選挙管理費	10,000	選挙管理関係費用
支出の部 合計	1,238,319	

#### <報告>

### 『これからの図書館』をめぐる現段階

志保田 務 (部会長/桃山学院大学)

「これからの図書館」と以下に言う場合、文部科学省生涯学習政策局社会教育課扱いの「これからの図書館の在り方検討協力者会議委員会」(2005年4月)とその委員会第1期が2006年3月末に出した『これからの図書館像~地域を支える情報拠点をめざして~』の二つのいずれかを指すものとする。

#### 第1期 「これからの図書館の在り方検討協力者会議委員会」(第1期2005年度)

この期は2005年4月設置され、下記の設置要綱のもとに展開された。なお主査・葉袋秀樹(筑波大学大学院図書館情報メディア研究科教授)、副主査・糸賀雅児(慶應義塾大学文学部教授)、委員・根本彰(東京

大学大学院教育学研究科教授)、委員・常世田良(日本図書館協会常務理事)等がその任にあたった。

#### A これからの図書館の在り方検討協力者会議設置要綱(生涯学習政策局長決定)

図書館は人々の生涯学習の場として、学習活動の振興と文化の発展のために幅広い活動を通して、社会の発展に大きく寄与してきたところである。人々の学習目的や学習要求がますます多様化・高度化していること、及び時代の進展・変化に伴う新たな社会の要請に対応して、今後より一層積極的な役割を果たすことが求められている。このため、今日の図書館の現状や課題を把握・分析し、生涯学習社会における図書館の在

り方について調査・検討を行う「これからの図書館の在り方検討協力者会議」を設ける。

## 第1章 よびかけ

### 第2章 提案これからの図書館の在り方

1. 公立図書館をめぐる状況
2. これからの図書館サービスに求められる新たな視点
  - (1) 図書館活動の意義の理解促進
  - (2) レファレンスサービスの充実と利用促進
  - (3) 課題解決支援機能の充実
  - (4) 紙媒体と電子媒体の組合せによるハイブリッド図書館の整備
  - (5) 多様な資料の提供
  - (6) 児童・青少年サービスの充実
  - (7) 他の図書館や関係機関との連携・協力
  - (8) 学校との連携・協力
  - (9) 著作権制度の理解と配慮
3. これからの図書館経営に必要な視点
  - (1) 図書館の持つ資源の見直しと再配分
  - (2) 図書館長の役割
  - (3) 利用者の視点に立った経営方針の策定
  - (4) 効率的な運営方法
  - (5) 図書館サービスの評価
  - (6) 継続的な予算の獲得
  - (7) 広報
  - (8) 危機管理
  - (9) 図書館職員の資質向上と教育・研修
    - ① 図書館職員の資質向上
    - ② 図書館職員の研修、リカレント教育
    - ③ 司書の養成
    - ④ 専門主題情報担当者の教育
  - (10) 市町村合併を踏まえた図書館経営
  - (11) 管理運営形態の考え方
4. 国、都道府県の役割

## B その活動と報告書

委員会は2005年度の1年間を通じて開かれ、調査等を下記にまとめた。

『これからの図書館像～地域を支える情報拠点をめざして～』これからの図書館の在り方検討協力者会議(2006年3月)

本文は、上記の要綱にしたがって立論、調査報告なされている。下記の参考資料(事例)が付されている。

- 事例1 ビジネス支援サービス(静岡市立御幸町図書館)
- 事例2 ハイブリッド図書館(千葉県光町立図書館)
- 事例3 地域情報の提供(茨城県伊奈町立図書館)
- 事例4 ヤングアダルトサービス(鳥取県倉吉市立図書館)
- 事例5 図書館間の連携(三重県立図書館)
- 事例6 行政支援サービス(鳥取県立図書館)
- 事例7 公立図書館の学校支援(千葉県市川市立図書館)
- 事例8 活動の評価(神奈川県立図書館)
- 事例9 市町村合併を踏まえた図書館経営(山梨県南アルプス市立図書館)

## 第2期 「これからの図書館の在り方検討協力者会議」

任期 2006年9月7日～2008年3月末

委員(◎主査 ○副主査)

前期からの継続は、◎葉袋秀樹、○糸賀雅児、常世田良、根本彰である。下記は新規。

- |       |                        |
|-------|------------------------|
| 石川 徹也 | 東大史料編纂所特任教授            |
| 井上 玲子 | 我孫子市教育委員会社教部次長         |
| 金 容 媛 | 駿河台大学情報文化学部教授          |
| 志保田 務 | 桃山学院大学経営学部教授           |
| 馬場祐次朗 | 国立教育政策研究所社会教育実践研究センター長 |
| 三谷 久子 | 前大阪府立中央図書館司書部長         |

## 第1回 2006年9月12日

### ①「これからの図書館の在り方検討協力者会議」設置要綱(案)

- 1 趣旨(第1期と同趣旨につき省略)
- 2 調査研究事項
  - (1) 図書館の現状と課題等について
  - (2) 21世紀の図書館に求められる機能について
    - ア) 高度化・多様化する地域住民の要求への対応
    - イ) 社会の変化に伴う新たな要請への対応
    - ウ) 社会教育施設として備えるべき機能
  - (3) 社会の変化に対応した図書館の在り方について
  - (4) 図書館に必要とされる司書の在り方について
  - (5) その他
- 3 実施方法

別紙の者の協力を得て、上記2に掲げる事項について検討を行うものとする。

なお、必要に応じ、本協力者会議以外の者の協力を得ることができるものとする。

4 実施期間 2008年3月31日までとする。

## 付属資料

### I. 司書の養成について（2007年3月までを目途）

#### 1.1 司書講習の履修科目内容及び履修単位数のあり方について

##### 検討の視点

公立図書館の職員には、どのような技術や知識が必要であるか

上記の知識や技術を習得するために、司書講習の段階では、どのような内容を学習する必要があるのか

現行の司書講習で、社会の変化に伴って整理できる科目内容はないのか

「これからの図書館像」で提示された新たな課題に対応するためには、公立図書館の職員にはどのような技術や知識が必要なのか。

新たな課題：情報技術の発展への対応

図書館経営の新たな課題への対応

上記の知識や技術を習得するために、司書講習ではどのような教育内容が必要であるのか

上記の教育内容を含めるために、司書講習での教育科目・内容の拡充をどのように図るのか

実習科目について、期間や内容の改善・充実等をどのように図るのか

司書講習の単位数についてどのように考えるのか  
アウトプット

・司書講習の科目・履修内容について提案

※1996年の報告の改訂版のイメージ

#### 1.2 大学での司書課程について

##### 検討の視点

司書講習の科目・履修内容との差別化をはかる内容があるかどうか

公立図書館の職員に必要な知識や技術を習得するために、大学での司書課程では、どのような教育内容が必要であるのか

上記の技術や知識を習得し、図書館職員を養成するために、具体的に、どのような教育内容とするのか  
アウトプット

司書養成課程の科目・単位数について提案

### II. 職員研修の実効性を高めるための方策（2007年4月以降）

##### 検討の視点

「これからの図書館像」を実現するため、現職職員を対象とした研修では、対象別に、どのような教育内容・方法が必要であるのか

職員が参加しやすい研修とするために、どのような方法が適切であるのかICT:Information and Communication Technologyの活用など

研修の成果を評価・認定するための方法はどうか  
あるべきか

##### アウトプット

・研修の分類（実施主体・対象）

・研修内容、研修手法、開催方法、研修期間について

### III. 図書館職員及び有資格者（非現職者を含む）の再教育のあり方（2007年4月以降）

##### 検討の視点

研修や講習の修了実績等を評価・認定するためにはどのような方策が考えられるか

特定の講座の定期的（例えば10年毎）な受講を奨励し、職員及び有資格者の質を確保することについて、どのように考えるか

##### アウトプット

現実に向けての課題

各地方公共団体で実施するための方策の提案

#### 第2回 2006年10月27日

1. 司書養成課程・司書講習の現状と課題についての意見発表（志保田委員）
2. LIPER「情報専門職の養成に向けた図書館情報学教育の再構築に関する総合的研究」の説明（根本委員）

#### 第3回 2006年11月14日

- 1 「これからの図書館の在り方検討協力者会議」の検討課題について（事務局説明）
- 2 通信課程における司書養成課程の現状と課題（玉川大学）
- 3 図書館情報学科の現状と課題（糸賀委員）
- 4 図書館職員に必要な資質能力について（石川委員）

#### 第4回 2006年12月25日（月）

図書館職員に必要な知識・技術についての意見発表

- 1 大阪府立図書館の現状を踏まえて（三谷委員）
- 2 我孫子市民図書館の現状を踏まえて（井上委員）
- 3 全国的な見地から（常世田委員）

#### 第5回 2007年1月30日（火）

- 1 主要国の司書養成教育および資格・司書職制度の現況－韓国、米国、英国を中心に：駿河台大学の司書資格関連教育の現況を含む（金委員）
- 2 図書館職員に必要な知識・技術について：意見発表（葉袋主査）
- 3 鶴見大学説明資料

#### 第6回 2007年2月23日（金曜日）

これまでの意見の整理と今後の検討課題について

- 参考資料1 司書課程・司書講習の状況  
参考資料2 司書、社会教育主事、学芸員の資格について  
参考資料3 協力者会議での検討課題

#### 第7回 2007年3月19日（月）

- 1 司書講習、司書課程の科目等に関する検討課題、検討の方向性について
- 2 協力者会議の当面の進め方について

##### 資料

- ① 2006年度における司書養成に関する議論のまとめ（案）
- ② 司書養成に関するこれまでの主な意見等（検討のための参考資料）
- ③ 司書養成のカリキュラムに関する今後の検討課題
- ④ 司書課程、司書講習の科目等に関する検討の方向性
- ⑤ 協力者会議の当面の進め方について

##### 参考資料

- ① 司書講習の概要
- ② 司書課程・司書講習の状況

この会議で、図書館法における司書関係科目、講習科目と「大学における科目」を検討するための下記・小委員会を設けることに決定した。

「これからの図書館の在り方検討協力者会議」科目検討ワーキンググループ委員

- ・葉袋秀樹、糸賀雅児ほか

- ・大谷康晴 青山学院女子短期大学准教授
- ・荻原幸子 専修大学経営学部准教授
- ・齋藤泰則 明治大学文学部准教授

第2期の委員会は2007年度に継続することとなった。2006年度における活動のまとめは、下記である。平成18年度における司書養成に関する議論のまとめ－文部科学省.htm)

#### これからの図書館の在り方検討協力者会議

（平成19年3月）

##### I 司書養成のカリキュラムに関する今後の検討課題

本協力者会議は、平成18年7月の設置以降これまでに7回開催し、主に大学における司書養成及び司書講習の在り方について、委員及び図書館関係者、大学関係者より意見を聴取するとともに、意見交換を行ってきた。

その中で、司書養成の在り方に関する様々な意見が出されたが、本協力者会議における検討課題としている司書養成のカリキュラムに関し、今後検討が必要と考えられる事項は以下の通りである。

なお、本協力者会議でのもう一つの検討課題である図書館職員のキャリアアップ等、研修の在り方に関する意見については、別途整理し、示すこととする。

1. 大学における図書館に関する科目について
  - (1) 「大学における図書館に関する科目」を定める必要性
  - (2) 司書養成の段階で、最低限、どのような内容をどのレベルまで学習するのか。
    - ① 「ねらい・内容」「単位数」の設定
    - ② (現行司書講習科目に) 新たに加える科目、単位数等について
      - ・図書館に関わる基礎的な知識を学習するための科目の新設について
      - ・図書館実習科目の、選択科目としての新設について
      - ・専門科目の新設について
  - (3) 司書講習との関係について
2. 司書講習科目について
  - ① 司書講習を継続して実施する意義について
  - ② 現行科目の「ねらい・内容」「単位数」の見直し
  - ③ 新たに加える科目、単位数等について
    - ・図書館に関わる基礎的な知識を学習するための

科目の新設について

- ・図書館実習科目の、選択科目としての新設について
- ・専門科目の新設について

④ 実務経験に基づく科目免除について

## II 司書課程、司書講習の科目等に関する今後の検討の方向性

### 1. 「大学における図書館に関する科目」に関する検討の方向性

#### (1) 「大学における図書館に関する科目」を定める必要性について

○現行の司書課程の科目は、司書講習科目に対応して開設されているため、大学教育として位置づけられているとは言えない。

○司書講習科目は、専門的職員を養成する上で、単位数・内容のいずれにおいても不足している部分がある。

○社会教育主事、学芸員の場合は、大学で修得すべき科目が省令で規定されているが、司書では規定されておらず、社会教育における専門的職員としてバランスを欠く。

#### (2) 司書養成の段階で、最低限、どのような内容をどのレベルまで学習するのか

○科目と単位数を明確に示すべきである。

○キャリア形成のどの時点で、どのレベルまで学習するのかを明確にし、養成段階と、より上のプログラムを区別することが必要である。

○司書養成の段階では、必要な知識や技術は漏れなく、体系的、総合的に学習する必要がある。

○養成段階では、基礎的・理論的な教育をしっかりと行うことが必要である。司書としての基本的な考え方の十分な理解を図ることにより、現場で役立つ人材が養成できる。

○時代に合った養成カリキュラムにしなければならない。

#### (3) 司書課程と司書講習との関係について

○同じ資格である以上、科目はおおむね同一であるべきではないか。単位数についても、講習の受講者を現職者に限定する場合以外は、大きな差があることは考えられない。

○司書課程を、現行の司書講習よりも多くの科目と単位数とし、かつ司書講習もそれに近い科目・

単位数とする場合、司書講習の負担が増えることとなる。その点をどう解決するか。

○今後、大学における養成を基本とし、司書講習でもおおむね同等の単位数を必要とするならば、司書講習では、実務経験によって講習科目の免除を行うことも考えられる。

○司書課程で取得する資格と、司書講習で取得する資格で、差別化を図ることも考えられる。

### 2. 司書講習の科目に関する検討の方向性

○当面「ねらい・内容」の検討と修正が必要である。「ねらい・内容」の修正で対応できない場合は、科目を修正する。

○現行の時間、単位数では、即戦力となる人を育成するのが困難であるため、充実する必要がある。

## 『日本の図書館情報学教育2005』 (仮称) 編集の進捗状況

糸賀雅児(慶應義塾大学)

### はじめに

発表者は前期(第23期)の図書館学教育部会長の務めたが、その在任中に表記の出版物を編集・発行することができなかった。その責任を強く感じるとともに、ご迷惑をおかけしている部会員の皆様には深くお詫び申し上げたい。遅ればせながら、この研究集会の場を借りてその経過説明をさせていただき、発行の目処についてもお伝えすることにした。

当初、『日本の図書館情報学教育2005』(仮称)の編集・発行については、当時の部会幹事の一人で役員選挙によって選出された方が、その編集の任に就くことを自ら申し出られた。そこで、他の幹事の賛同を得つつ、その方に編集作業を委嘱することにした。そして、前期の編集者から引き継いだマニュアルや資料類もすべてその幹事にお渡しし、他に協力していただける編集委員の選定も含めてお任せすることにした。

ところが、編集を申し出られた当の幹事が、思いがけず、その直後から音信不通となり、当方からの呼びかけにはいっさい応じてくださらなくなってしまった。そこでやむなく、残った幹事と部会長を務める発表者とでマニュアルや資料類が完備しない状態のまま、手探りで調査表の印刷や発送・回収、集計作業を行うこ

とにした。

こういう事態に陥ったことの責任は、当然このような方に編集作業を委嘱した部会長に存するものと考えられる。そこで、発表者はその後の役員選挙で再び部会長に選出されたものの、これを就任辞退したうえで、編集作業を継続することにした。その後、他の幹事や協力していただける方もあって、なんとか発行の目処がたち、この場で発表できる段階にいたった次第である。

したがって、この発表は、2004年5月1日現在での調査に関する速報であり、いずれ公式に『日本の図書館情報学教育2005』（仮称）が出版・刊行される際の数値がこれと多少異なることがありえる点を、予めご了解願いたい。

- (1) 図書館情報学教育科目の開設大学は、246大学（短期大学を含む）であり、前回（1999年）調査の235大学よりも若干増えている。
- (2) 開設形態は以下のとおりである。
 

学科・専攻	13大学
課程・講座	183大学
その他	68大学
- (3) 取得できる資格に関しては、司書が196大学、司書教諭が189大学である。
- (4) 2003年度に、これらの資格を取得した者の人数は、以下のとおりである。（ただし、大学と短大の合計で、通信教育と講習は含まない。）
 

「司書」	7571人(大学：5931人、短大：1640人)
「司書教諭」	7340人(うち放送大学：1770人)
- (5) 「司書」と「司書教諭」について、資格取得に必要な単位数は次表のようになっている。

資格取得に必要な単位数	司 書 教 諭								総 計	
	10	12	14	16	18	20	なし			
司	20	14	3				18	35	18.2%	
	21-22	29	4	1			12	46	24.0%	
	23-24	13	2	1			10	26	13.5%	
	25-26	8	5				9	22	11.5%	
	27-28	26	6	1			1	4	38	19.8%
	29-30	7	2	1		1	1	1	13	6.8%
	31-40	8			1	2			11	5.7%
書	41以上	1						1	0.5%	
	なし	50						50		
	総計	156	22	4	1	3	2	54	242	
	83.0%	11.7%	2.1%	0.5%	1.6%	1.1%				

## 40年の空隙を埋める — 1968年省令改正と今 —

根 本 彰（東京大学）

図書館法には、司書資格を取得する方法として、講習を受講することと大学で図書館に関する科目を履修することの二つが書いてあるのに、同法施行規則には講習科目しか挙げられていない。大学で何を教えるべきかが示されていないのである。このことについては、これまで見て見ぬふりをされていた。前回1997年の省令改正の議論では、このことには全く触れず、講習科目をどうするかという議論に終始した。

現在10年ぶりに、文部科学省生涯学習政策局に司書と学芸員の養成をめぐるそれぞれ専門家会議がつけられ、議論が進んでいる。そのなかで司書養成の議論に比べて、学芸員の会議の方が大胆に改革を提案していることが報道されている。「学芸員を学芸員補に格下げ？」という朝日新聞の記事（2006年11月28日夕刊）は誤報に近いものだったと思うが、今年の3月に同会議が報告した「新しい時代の博物館制度の在り方について（中間まとめ）」では、上級学芸員の制度化や具体的な養成方法について述べられていて、司書の方の議論の遅れがかえって目につく結果になった。

私はLIPER報告にずっとかかわってきた関係から、司書についても学芸員と同様の体系的でかつレベルの高い養成教育のあり方を模索してきた。また、上記の司書養成・研修に関する議論に参加しているので、レベルを引き上げるための主張を行ってきた。

しかしながら、博物館業界と比べて図書館業界の改革意欲のなさが気になる。危機意識は弱く、問題はあがるがそれほど深刻ではないという現状認識が大勢を占めているように思われる。もともと設置母体が多様で民営化が急速に進行している博物館業界に比べて、図書館業界は戦後館種で分裂して以来それぞれが閉じた世界を作ってきた。だから、漸進的改革で何とかするという希望的な観測で済むのかどうか。今は10年に1度の改革の時期なのだが、1997年の時期に比べてもはるかに議論は弱い。

だが、前回の議論は文部省の生涯学習政策という枠組みの押し付けのなかで行われたのでやむをえないところがあったとはいえ、歴史的な議論を踏まえていなかったという問題があったと思う。今回、同じ轍を踏

まないために、司書養成について1970年代までにどのような議論があったのかについて歴史的に検討を加えたい。

## 学芸員と司書

最初に、司書という資格についての特徴を把握するために、学芸員と司書との間に基本的な違いがあることを確認しておこう。端的に行ってしまうと、博物館の学芸員は自らが研究しながら、資料の収集保存や展示、教育活動などをする人々であるのに対して、図書館の司書は市民（あるいは利用者）の調査研究ほかの目的での利用をサポートする人々である。このことは法律に書かれている。学芸員は、「博物館資料の収集、保管、展示及び調査研究その他これと関連する事業についての専門的事項をつかさどる。」（博物館法4条4項）司書は「図書館に置かれる専門的職員」（図書館法4条1項）で、図書館は「図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設」（図書館法2条1項）である。

この性格の違いが、具体的には、学芸員資格において基本的に学士が要求されているのに対し、司書は「大学を卒業」にとどめられている違いになって現われている。〇〇学士をもつことで、〇〇学という学問を学んだことが証明されたことになる。それに対して、「大学を卒業」は短期大学でも構わないから、結局、司書は専門課程の学問を学ばずともなれる資格ということになる。学問や主題との関係が弱いのである。

学芸員には講習という制度がない。実は、1951年の博物館法成立の時点ではあったのだが、1955年に法改正して、認定制度に切り替えたのである。これは、一定のキャリアや専門知識を持つ人を学芸員として文部科学省が認定する制度である。認定には試験認定と無試験認定がある。無試験認定はキャリアや知識を書類審査によって認定する仕組みである。試験認定は、博物館に関する必須4科目に加えて、選択科目として文化史、美術史、考古学...生物学、地学までの9科目から2科目を選択して受験するものである。

ここで明確になるのは、司書になるには図書館に関する科目だけでよいのに対して、学芸員になるためには、博物館に関する知識だけでなく、主題の知識が要求されていることである。また、学芸員について、早

くから講習をやめてこういう制度に切り替えたことについて、図書館業界でももっと議論してよいことだと思う。

博物館の領域は美術、歴史、考古学、動・植物学、理工学といった主題専門家の世界で、純粹の博物館学の専門者は少数派であるのに対して、図書館領域はほとんどが図書館あるいは図書館（情報）学の専門家の世界である。主題領域は基本的にそれぞれのアカデミズムに開かれ、アカデミズム特有の共通基盤の上で議論されやすいが、図書館領域や図書館（情報）学は図書館に閉じこもる傾向が強い。

両者が異なった世界であることは確かであるが、これまでのように図書館が閉じこもりの姿勢を示す限り、新しい展望は見えにくいことも理解する必要がある。主題の問題は館種の問題にかかわる。この領域がアカデミズムや主題領域に開かれるべきだというのは、LIPERの基本的な考え方の一つでもある。

## 大学における司書養成の根拠

それでは、図書館界の議論がこれまでずっとこのような内向きのベクトルのなかで行われていたのかどうかについて検討してみよう。その素材としては、大学での司書養成いわゆる司書課程の制度的根拠を見ておくのがよい。

最初に述べたように、日本の司書養成は講習と大学での単位取得の2本立てで行われているが、図書館法施行規則で定められているのは講習のみで、大学での科目は法制度上、科目として提示されていない。現在、多くの大学で司書の養成は講習科目に基づいて行われており、文部科学省社会教育課によって大学で開講されている科目が省令で示された科目に対応しているのかどうかチェックされている。

これについては、一応の法的な根拠があると思われる。今は法規集にも出ていないのだが、1950年に図書館法に基づいて同法施行規則ができたときの附則第3項に次のようにある。（天野敬太郎編『図書館総覧』文教書院 1951, p.50.）

司書の講習を受ける者のうち、...学生、聴講生又は研究生として大学に在学した者が、在学中...司書の講習の科目の単位に相当する単位を修得した場合には、当該単位につき司書の講習の修了に必要な単位を修得したものとすることができる。

図書館法制定時における司書養成の考え方は現職者に講習を受けさせて資格を与えることであり、大学での養成は考えられていなかった。5条1項の資格規定の第1号が講習になっているのはそのためである。この附則は、講習を受けるものでも大学で一部の単位を取っている場合があるからそれを認定しようという趣旨である。

当時の雰囲気伝えるエピソードがある。東洋大学では、このころ聴講生専用の図書館学の公開講座を催していた。受講者の多くは図書館での現職者である。講習としなかったのは、開講の責任者が大学における研究教育の自治原則を重視し、法律の束縛を受けたくなかったからであり、学長名で司書資格を出していたという。まさに、5条1項2号による資格である。ところが受講生が職場に帰ると、文部大臣名の資格証をほしがるので、しかたなく文部省に掛け合って、上記附則3項によって資格認定してもらおうと同時に、文部省から証明書を出してもらおうようにしたということである。(和田吉人「東洋大学 司書・司書補 講習の概要」『東洋大学図書館学講座史』同講座 1975)

おそらくはそれがきっかけだったのだろう。1953年から1967年まで、文部省社会教育課では大学が開講している科目を認定して、取得者に資格証明書を出していた。

以上のように、この問題は当時から、司書の資格を出すのが文部省なのか大学なのかという問題としてとらえられていた。そして、5条1項2号の「図書館に関する科目」については省令に科目表が与えられていなくとも、大学が自由に決めることができるのだという考えがあった。立教大学では、1967年から1982年まで、『司書課程履修要項』では資格付与の根拠としてこの2号が挙げられていたということである。(宮部頼子「司書課程における専門職養成の現状と課題」日本図書館情報学会研究委員会編『図書館情報専門職のあり方とその養成』勉誠出版 2006 p.189)

一方、大学の自治を重視する立場から、図書館学の教育基準を明らかにしようという、もう一つ別の動きがあった。大学基準協会は、戦後の新制大学発足時に運営基準を大学関係者が自主的に定めることを目的にできたものであるが、ここは大学図書館基準を1952年に公表しているように、図書館分野について一貫した関心をもっていった。すでに、1948年1月からC I & Eの要望があって、大学図書館に関する議論と図書館員養成に関する議論が始まった。養成については小委員

会を組織してまとめたものを、1950年4月に同協会評議員会にて「図書館員養成課程基準」として承認した。内容は、四年制大学の4年次あるいは3年、4年次に図書館学を履修させるべきものとされ、必修7科目20単位と選択12科目が挙げられている。

この後、図書館法制定によって講習が始まったり、慶應大学に文学部日本図書館学校が設置されたりするなどの状況の変化があり、修正を加えてできたのが、1954年の「図書館学教育基準」である。とくに日本図書館学校がスタートして、校長のギトラーが関与したこともあり、専任教員9名以上を要求するなど、大学での図書館学専門課程教育を実施するための基準としてつくられた。専門科目は基礎部門、資料部門、整理部門、管理部門に分けられ、最低38単位を履修することになっている。この38単位は、のちの1968年の図書館法施行規則改正の際の議論に影響を与えている。

#### 1960年代から70年代にかけての議論

結局、大学基準協会の案は専攻や学科レベルの専門課程での養成基準であると理解され、一般の大学での養成課程には適用されなかった。先ほどの東洋大学にせよ立教大学にせよ、実際には講習科目に基づく養成をしていたのである。

1959年に日図協に図書館学教育部会ができて、図書館員の養成問題に本格的に取り組もうという動きになった。1960年代から70年代前半まで、この部会で行われた議論をまとめれば、大学において館種を統合した図書館員の養成体制を新たにつくりあげようとしたが、まとめ切れずにとりあえず省令科目を19単位に増やすのみで終わったというものだった。その経過については別稿を用意し、文部省の報告書を翻刻したものを合わせて発表予定したのでそちらを参照していただきたい(根本彰「司書講習等の改善に関することについて(報告)」(1967)の解説『日本図書館情報学会誌』Vol.53, No.3, 2007年, p.172-182)。

簡単に経過を示すと、1963年、教育部会に図書館学改善委員会ができた。そこに公共、大学、特殊専門、学校の館種ごとに小委員会をつくって専門家が議論を行い、これをもとにして大学で実施可能なカリキュラム案をつくろうとした。委員会は2つの中間報告を経て最終的に1965年に「図書館学教育改善試案」を発表した(「図書館学教育改善試案」『図書館雑誌』Vol.59, No.9, 1965, p.406-411.) これは、基本的には

コア科目を設定して、それにそれぞれの大学の事情に応じた館種ごとの体系的な専門科目を付加するかたちで展開するものである。

受講生が司書資格や司書教諭資格をとれるように配慮しているが、カリキュラムとしては別の考え方に基づいていた。大学基準協会の教育基準が想定していた専攻や学科のようながっちりした組織をもたなくとも展開できる柔軟性をもたせている。

この流れを受けて、文部省では1967年に「司書講習等の改善に関する会議」が設置され、同年に「司書講習等の改善に関することについて（報告）」という報告書がつくられた。議長は岡田温図書館短期大学長であった。報告書は「上級司書」（仮称）の必要性や司書補の廃止など法改正に関わる重要な提言を行った。しかしながら、結果的には翌1968年に省令科目を19単位に変更するのみで終わっている。

これは、会議の名称が最初から「司書講習等の改善」といっているように、法改正をとまなうような大きな改革は予定されていなかったことを示している。また、日図協の改善試案でも図書館法や学校図書館法に関わる制度的部分については言及することが避けられていた。ただ、当時の文部省社会教育課の担当官中島俊教は、図書館界が歩調を合わせて法改正を要求すれば可能であることを主張している。（中島俊教「改訂のねらいと留意点」『図書館雑誌』Vol.62, No.6, 1968, p.218-220.）

その後、教育部会には図書館学教育基準委員会がつくられて、1972年に同委員会試案が公表された。（「図書館学教育改善試案」『図書館雑誌』Vol.66, No.12, 1972, p.599-604.）その内容は、講習を廃止し、養成を短期大学を含む大学に限定したこと、館種を超えた養成の体系を示したこと、そして学歴と図書館学教育によって専門司書、普通司書、司書補の区分をつくったことが特徴である。しかしながら、これは図書館現場職員からの強い批判を浴びた。講習の意義は失われているとか、グレード制は職場差別につながるといった議論である。これにより、図書館協会では急速に教育制度改革の意欲が失われ、その後グレード制の導入の議論や講習廃止、司書補廃止のような制度をいじるような議論は行われなくなった。こうして、1997年の省令改正時に見られたように、司書養成の議論は講習科目で何を教えるかというレベルでしか行われなくなったのである。

## おわりに

読者はここに記したことについて当然次の疑問をもたれることだろう。1965年「図書館学教育改善試案」を2006年LIPER提言に、そして1967年の文部省の会議を今進んでいる文科省の会議に置き換えると、今起こっていることと似ているのではないかと。その通り。しかしこれは偶然ではない。私はLIPER提言の作成に関わり文科省会議にも出ているので、このような歴史的な必然性を強く意識し、歴史に学ぶべきことを主張している。科目をいじっただけに終わった1968年の省令改正に対して、今回の文科省の会議の成果がどのようなものになるのか、いずれははっきりするだろう。同じことになれば歴史に学べなかったということになる。

いずれの結果になろうとも、次に教育部会としてのアクションが必要になる。その際にも歴史を生かしてほしいものである。

## 近畿地区における 図書館情報学教員の交流

柳 勝 文（龍谷大学）

### 1. はじめに

今回の報告では、近畿地区を中心に活動する2つのグループを採りあげて概説し、それらが全国の動きにどう関わってきたかを振り返り、今後の諸活動の参考に供したい。

具体的には、近畿地区図書館学科協議会と図書館学教育研究グループ（日本図書館研究会）を採りあげる。全国規模の活動への関わりとしては、1996年の「司書および司書補の講習カリキュラム改定」への動きを採りあげる。

最後に、次の養成制度改革に関連する提案を示して、議論の拡がりを促したい。

### 2. 近畿地区における図書館情報学教員の交流の場

#### (1) 近畿地区図書館学科協議会

近畿地区図書館学科協議会は、1954年に第1回会合を開いて、2006年に第58回目を開催してきている。主として近畿地方2府5県（三重県を含む）の図書館情報学担当教員が組織する。活動内容は、図書館学教

育に関する情報交換、問題提起、授業実践報告などである。会長や事務局を作らず、持ち回りで運営。経験を蓄積・継承するため、会長や事務局などのシステム構築の重要性がしばしば唱えられるが、時事問題を自由に討議する気風が優先されてきた。過去を振り返る試みはあった<sup>1)</sup>が、2006年に吉田暁史氏（帝塚山学院大学：現在は大手前大学）がホームページを立ち上げてこれまでの資料類の収集・公開を始めた。<sup>2)</sup>

発足当時の時代背景は、図書館法や図書館法施行規則などの法制度が調い、図書館専門職員養成の指導者講習や図書館学の教育指導者講習が実施され、司書課程・図書館学課程が設置されつつあったという戦後図書館学教育の草創期といえる。多様な養成の現場で試行錯誤する担当者が情報交換・協議をすることで、より効果的な仕組みを作ろうとしたものと思われる。「茶飲話」のようなものから始まって、1968年には規約が定められている。また、個別の状況を理解するための承合事項も交換された。具体的な協議事項としては、大学における授業計画、図書館実習の実施方法、履修費徴収の有無、通信教育での司書課程運営、卒業単位算入状況、学則との関係などである。この種の場は、後述するカリキュラム改定など、法律や制度の変更を効果的に乗り越える時にも機能してきている。

外部への働きかけとしては、協議会の決議を要望として文部大臣に届けている。後述するように、1996年のカリキュラム改定においては要請文を日本図書館協会（以下、日図協）の理事長や教育部会長へ出して、カリキュラム改定へ先鞭をつけた。

#### (2) 図書館学教育研究グループ（日本図書館研究会）<sup>3)</sup>

図書館学教育研究グループ（以下、研究G）は、日本図書館研究会（以下、日図研）の研究グループのひとつとして1972年に発足した。背景としては、同年に日図協教育部会の図書館学教育基準委員会から「図書館学教育改善試案」<sup>4)</sup>が出され、図書館学教育関係者だけでなく図書館界に広く議論が興り、翌1973年に公開討論会<sup>5)</sup>が予定されていた。しかし、1970年代の研究Gの活動の顕著な成果の記録は殆ど残っていない。

目立った活動が記録として残っているのは、1987年の「再発足」からである。<sup>6)</sup>先述したように、再発足は前年の近畿地区図書館学科協議会での議論を受けたもので、その課題は、近畿地区に図書館学科を作る可能性の検討と、後述するカリキュラム改定であった。問題の緊急性から後者にまず取り組んだ。カリキュラ

ム改定問題以外にはグループ研究として、各種図書館における職員の養成のあり方、近畿地区の開講大学における教育改善の現状調査、省令科目「情報管理」の現実と課題、わが国における図書館学教育の動向、などである。研究例会における個人発表としては、学部レベルのカリキュラムをさぐる、学生交流の場の提案、図書館実習について、博物館学芸員課程について、大学図書館員養成のためのカリキュラム、近畿地区公立図書館における試験問題、生涯学習振興策に関わる中間報告について、学校図書館の職員制度と養成のあり方、などがある。現在は主として近畿地区の図書館員養成担当者が自由に参加して、養成内容の充実のために、授業実践の交流、調査・研究をしている。

### 3. 1996年カリキュラム改定への取り組み

1996年のカリキュラム改定に至る過程で前述の2グループは特に最初期に深く関与したので、その経緯を略述する。

まず1986年の第38回近畿地区図書館学科協議会において塩見昇氏（大阪教育大学、当時）が協議議題「司書講習科目の改定について」をたてて「社会教育主事のカリキュラム改定が動きつつあるなかで、時代の要請に沿った司書講習規程の改正を研究・準備し、かつ文部省に積極的に働きかけてはどうか」と提案し出席者の賛同を得た。同協議会は調査・研究のための財源や体制を持たないため、日図研の図書館学教育研究グループを再発足させるよう日図研理事会に働きかけて承認された。また、文部省へ働きかける窓口としては日図協が至当で図書館学教育部会が対応すべきということで、同協議会から日図協理事長と日図協図書館学教育部会（長）へ要請文「司書養成科目（省令）改定につき文部省への働きかけについて」が出された。<sup>7)</sup>ここでは、対文部省への働きかけは図書館学教育部会で、実質的な研究討議の中心は日図研の研究Gで、という暗黙の役割分担があったと指摘されている。<sup>8)</sup>柴田正美氏（三重大学、当時）と渡辺信一氏（同志社大学、当時）が図書館学教育部会の幹事と研究Gの幹事を兼ねていた。

再発足した1987年に研究Gは大胆に動いた。再発足後第1回目の研究例会では、塩見氏が前年の社会教育審議会成人教育分科会の報告を紹介して経過説明し、尾原淳夫氏（金蘭短期大学）が1950年と1968年の省令と1976年の図書館学教育基準（日図協図書館学教育部

会)を比較検討して討議を促した。

第2回の研究例会ではまず塩見氏が、図書館学教育関係者から文部省社会教育局長あてに出された1967年の答申書が「上級司書」を前提としていたことなどを指摘し、講習科目改定の考えが1987年の時点で文部省にないという担当官の個人的見解を紹介した。柴田氏は、図書館学教育の目標や現行司書課程科目の問題を踏まえたカリキュラム改定案(24単位)を提示した。また、近畿地区の司書有資格公立図書館長に対するアンケート調査の結果が報告され、自由記述の意見とともに改定案に活かされた。

第3回の研究例会では、第2回の柴田案と異なる観点から構成された2つの対案と、柴田氏の第2案が示された。すなわち、埜上衛氏(近畿大学)は図書館職員の養成を司書課程の目標とし、業務・館種・利用者という3つの面から現行の養成科目がどう位置づけられるか考察して司書課程科目改訂案を示した。志保田務氏(桃山学院大学)は司書講習を実施する大学の立場から、必要最低単位数を25単位とし、図書館系と情報系の名称をまとめ、科目名を明確にして読み替え科目も提示する方針で試案をまとめた。柴田氏は、大学教育のなかでの位置づけとして、短期大学や司書講習でも実施できるよう教養課程科目と専門課程科目に分けて、カテゴリ化により柔軟性を持たせた第2案を提示した。

研究G幹事会を受けて開かれた第4回研究例会では、それまでの議論を総括する形で柴田氏が発表した。まず、社会教育主事の講習規定や全国学校図書館協議会の「司書教諭および学校司書の資格基準」、短期大学や講習での開講しやすさなどを勘案して、総枠を24単位(必修8科目20単位、選択4科目4単位以上)とした。構成としては、大学や短期大学での開講を考えて、2単位や4単位(演習を含むときは3単位)とし、講習で開講しやすいよう分割する方法を明示した。また、図書館法の範囲内での改定ということで公立図書館を対象とするが、選択科目を設けて他館種にも配慮し、現行科目との読み替え等も補足説明した。当日の議論も取り入れて柴田氏が最終的にまとめた司書課程科目改定案(24単位)は、必修6科目18単位、選択A2科目以上4単位以上、B2科目2単位以上である。必修科目は各3単位であるが、講習で2単位と1単位に分ける方法が示され、大学で独自に3単位を4単位にして中身を濃くしたり他の1単位科目と組み合わせで大

学の特色を出すことの重要性を示した。

研究Gの司書講習科目改定案(24単位)は、1987年8月の日図協教育部会研究集会で討議され、講習実施大学、四年制大学、短期大学での担当者が実情や問題点を述べた。全国学校図書館協議会の図書館学教育担当教員全国研究集会でも討議された。これらの過程で修整された改定案は、同年秋の全国図書館大会で、まず第1分科会で解説され、日図協に対する要望書「司書養成科目(省令)改定に向けて(提案)」が承認され、翌日の全体会で大会決議となった。これが同年の日図協教育部会長から日図協理事長への要請を経て日図協理事長から文部省社会教育局長への「『図書館法施行規則』における司書等養成科目等の改定について(要望)」と結実する。

その後も検討が続いた。12月の第39回近畿地区図書館学科協議会で「省令科目の改訂」が協議され、翌1988年2月の日図研研究大会では柴田氏が「司書養成科目<省令>改訂について—その動きと改訂試案<sup>9)</sup>」とグループ研究発表をした。研究Gの研究例会では、日図協教育部会の議論などが適宜報告・討議され、日図協教育部会幹事を兼ねる渡辺氏などを通じて日図協教育部会での議論に反映された。1990年に文部省側のワーキンググループが素案を出したときは、要望書を日図協理事長と日図協教育部会長に出した。

以上が近畿地区の2グループがカリキュラム改定に関わった経緯の概略である。この過程を現在から振り返っていえるのは、1996年の省令改正のために1987年の段階で文部省へ要望を出したのは結果として早すぎたことと、それにも関わらず広く意見を集約して改定案をまとめあげて効果的に働きかけた背景に強いリーダーシップとそれに呼応する先人の気概があったということである。司書養成カリキュラム改定を含めて制度改革は社会教育主事や博物館学芸員などの議論の流れも含めた全体で動くことが少なくないことを考えると、10年毎に保守・点検するなど遅過ぎにならないような対応が望まれる。

#### 4. 今後の展開「2項司書」<sup>10)</sup>

塩見氏が1986年に第38回近畿地区図書館学科協議会でカリキュラム改定へ向けた提案をしてから20年後の第58回近畿地区図書館学科協議会で柴田氏が「2項司書」という提案をした<sup>11)</sup>。講習科目の改定に概ね収束した従来の改革とは異なる提案なので、今後の議論を

深めるためにも紹介する。

「2項司書」は、「大学において図書館に関する科目を履修したもの」(図書館法第5条1項2号)を独自に認定するというものである。従来の養成課程を「1項司書システム」としてそのまま残し、「2項司書システム」と併存させ、各大学は2つの養成システムから選択する。特徴を抜粋すると：

#### ○1項司書システム

- ・「講習」そのままの構造・内容で実施
- ・構造・内容を8～12年で、必ず見直す
- ・各大学は「認定」を2～3年ごとに受ける
- ・文部科学大臣が修了証書を出す(検定試験なし)

#### ○2項司書システム

- ・教授すべき最低限の「内容」を規定する
- ・「内容」をどのような「科目」にするかは自由
- ・それらの「科目」による修得最低単位は「25単位」  
JLA案(24単位) + 生涯学習関連(1単位)
- ・文部科学省による「認定」はしない
- ・司書検定試験に合格すること
- ・修了証書ではなく「合格証書」(実施者が発行)

2項システムの内容は、1996年のカリキュラム改定時に研究G案から日図協案となったものをさらに精査したものであり、大学で展開すると例えば：

- ・図書館情報学概論(6)
- ・情報利用論(4)
- ・資料と情報の組織化(6/演習2)
- ・情報メディア論(4)
- ・資料と情報のサービス(6/演習2)
- ・情報システム論(4)
- ・経営・管理論(4)
- ・デジタル情報論(2)
- ・図書館情報学特別科目(オプション：各2)

となる。

各科目の内容は、電子メディアやネットワーク環境によって変わりつつある図書館サービスや、利用者の情報行動など、LIPER報告書で指摘された不足部分<sup>12)</sup>も検討されている。制度改革に結びつけなくても、日々の講義内容に反映させる材料ともなるので、今後議論が深まることを願うものである。

#### 注

- 1) 青木次彦氏の文書のほか、1969年に仙田正雄氏が沿革について講演した時の要旨が残っている。青木次彦『近畿地区図書館学科協議会の歩み』同志社大学司書課程1982.11 p.2
- 2) <http://www.nc.otemae.ac.jp/kenkyu/yosida/kinki/>
- 3) 図書館学教育研究グループの歴史については、次の文献が参考になる。渡辺信一「図書館学教育研究グループ」『図書館界』48(4), 1996.11, pp.240-241.
- 4) 日本図書館協会教育部会図書館学教育基準委員会「図書館学教育改善試案」『図書館雑誌』66(6), 1972.6, pp.278-282.
- 5) 『図書館界』25(2), 1973.8.
- 6) 研究例会報告やグループ研究発表が『図書館界』に掲載されている。
- 7) 詳細は不明だが、文部大臣に要望書を出したことが記録にある。前掲1) p.1.
- 8) 日本図書館研究会編『日本図書館研究会の50年』日本図書館研究会, 1996, p.48.
- 9) 『図書館界』40(2), 1988.7.
- 10) 図書館法第5条第1項第2号に基づくため「2号司書」と表記するのが正しいが、響きを考慮して「2項司書」を用いる。
- 11) 当日の配布資料とプレゼンテーション資料は前掲2)のウェブサイトで見ることができる。
- 12) 『情報専門職の養成に向けた図書館情報学教育体制の再構築に関する総合的研究』平成15年度～平成17年度科学研究費補助金研究成果報告書, 2006, p.7.

## 西日本図書館学担当大学教員連絡協議会について

佐藤 允 昭 (別府大学)

西日本図書館学担当大学教員連絡協議会の誕生は1994年である。当時図書館法施行規則改正を目前にして、相当科目の切り替えの進行状況や問題点等についての情報交換の場が切望されていた時期であった。そのようなこともあってか、10名足らずの初会合がそのまま設立総会となった。現在開催地は各県持ち回りで行われており、当番校の準備による講演と懇親会を柱に交流を深めている。現在の会員数は18大学23名。

参考までに、これまでの開催記録を以下に記す。

**第1回 1994年3月 別府市**

設立総会（設立時の名称「九州・沖縄・山口図書館  
学担当大学教員連絡協議会」）

**第2回 1995年3月 別府市**

「九州の大学図書館一統計の数字から一」  
（九州龍谷短期大学・築山信昭）

**第3回 1996年3月 別府市**

「日本の図書館：現状と課題」  
（大分県立図書館副館長・上村作郎）

**第4回 1996年12月 北九州市**

「北九州文学案内」  
（北九州市立八幡図書館・轟良子）  
・図書館法施行規則改正に伴う相当科目の切り替え  
の進行状況や問題点について情報交換

**第5回 1997年12月 別府市（別府大学）**

「省令科目『情報検索』のパソコンを主体とした教  
育方法について」  
（情報科学技術協会評議員・北原罔彦）

**第6回 1998年12月 長崎市**

「司書教諭講習科目の改訂について：その経緯、対  
応、波紋」  
（九州国際大学・福永義臣）

**第7回 1999年12月 熊本市**

「司書養成の科目を顧みて」  
（九州龍谷短期大学・築山信昭）  
「情報関係科目の授業内容について」  
（九州龍谷短期大学・田中岳文）

**第8回 2000年12月 北九州市**

・会則を提案  
「変わる学び方、変わる学校図書館－西宮市・三鷹  
市におけるインフラ整備」 （TRC・竹内悟）  
大型紙芝居「ヨーヨーロ：八幡百年の発展史」  
（九州国際大学同窓会事務局・太田和則）  
読み聞かせ『ひさの星』（九州国際大学・福永義臣）

**第9回 2001年12月 下関市**

・会則を承認（名称が「西日本図書館学担当大学教  
員連絡協議会」となる）  
「図書及び図書館史について」  
（宇部短期大学・佐々木鶴代）  
「専門資料論について」（梅光学院大学・湯浅直美）  
「生涯学習論について」（畠中 弘）

**第10回 2003年12月 福岡市**

「日本図書館協会図書館学教育部会報告」  
（九州国際大学・福永義臣）

**第11回 2005年3月 福岡市（福岡県立図書館）**

日本図書館協会図書館学教育部会2004年度第2回研  
究集会「図書館の業務モデルと教育モデル」と共催。  
シンポジウム：津田恵子（北九州市立八幡図書館）  
岩本文子（福岡県立図書館）  
松岡孝史（山口市立図書館長）

**第12回 2005年12月 那覇市（沖縄国際大学）**

「沖縄県の公共図書館と民間委託」  
（NPO法人ゆいベース・エル理事長：佐藤敦）  
「沖縄県の学校図書館の雇用問題  
－司書教諭配置の義務化後の動き－」  
（沖縄県図書館協会研究部会：山口真也・呉屋  
美奈子）

## ..... 参加者の感想 .....

### 教育部会研修集会に参加して

山内 美千絵

(筑波大学大学院博士後期課程)

今回のテーマは、「図書館情報学教育の『今』と『これから』」であったため、図書館員養成教育について学んでいる者のひとりとして、大きな期待を持って参加した。

最初に、糸賀雅児氏が、「『日本の図書館情報学教育2005』(仮称) 編集の進捗状況」として、『日本の図書館情報学教育2005年』の編集の進捗状況について発表された。それと共に、「新しい時代の博物館制度の在り方について(中間まとめ)」をもとに、学芸員資格の見直しと新しい学芸員制度のキャリアパスのイメージについて発表され、今後司書の在り方を考える上で一つの手がかりを示された。また、わが国の図書館情報学教育の現状として、図書館情報学教育の4領域を示され、これらの間における資源配分の見直しの必要性を説かれた。

次に、根本彰氏が、1968年の省令科目改正前後に、図書館界で何が議論されてきたのかについて発表され、今日の図書館学教育に通じる歴史的背景を示された。

続いて、志保田務氏から、「『これからの図書館』をめぐる現段階」について発表され、上級司書に関するこれまでの図書館界の動き等を知ることができた。

その後、近畿地区と九州地区における図書館情報学教員の交流組織について、それぞれ発表があった。

非常に印象的だったのは、研修集会も終わりに近じた頃に、糸賀先生が言われた、この度の研修集会の焦点についてである。焦点とは、「大学における図書館に関する科目を定める必要があるかどうか」ということで、そもそもこの科目が本当に必要なかどうかを考えていただきたいとのことであった。図書館員養成教育においては、このことについて、早急に考えなければならない時であることを改めて感じた。

研修集会に参加し、図書館員養成教育に関して、多くのことを学ぶことができた。発表された先生方、並びに今回の研修集会を企画、担当された方々に深く感謝したい。

宮部 頼子(立教大学)

部会幹事から解放されると、スケジュール調整の優先順位が変わってしまうため、久しぶりの参加であった。申し訳ないことである。今回は「図書館情報学教育の「いま」と「これから」>というテーマの重要性に鑑み、早くから予定に組み入れた。さて感想であるが、「予想以上に早いと思われる変化の状況」と「その認識を共有できていない我々教育関係者の現実」を突きつけられ、ぞっとした。会員総数228名に対する参加者数34名をどのように考えるべきか。幹事諸氏のご苦労ご努力を省みず私見を述べるならば、会員に対する情報提供・PRが不足している。あらゆる機会を利用して繰り返し参加を呼びかける必要があろう。少なくとも今回の研究集会はそのテーマとタイミングの点で、それに十分値するものであったと筆者は考えている。文字通り「館界総動員・館界挙げて」の取り組みが今、要求されているのではないだろうか?糸賀氏の「司書の養成・教育においては、画一化よりも多様化を、単線型よりも複線型を。入り口での教育論よりもcareer development, career designの視点を。」という言葉は、司書課程で養成・教育に携わる者として、全面賛成とは言いかねる面がある。対症療法ではもはや我々の病克服は困難であり、抜本的な治療すなわち「入り口での教育自体」を徹底的に見直す必要に迫られているのではないだろうか。氏が紹介された学芸員資格取得における急激な変化を、我々自身のものとして受け止めるセンスこそ必要であらう。根本氏からは過去の歴史に学ぶことの重要性をいつもながら教えられた。同時に、今日この時が歴史の一節であり、後々批判・評価されるものであることを我々一人ひとりが真に理解し、座して待つこと・傍観することから脱却する勇気と実行力が今こそ求められているのだと改めて思わされた。「2007年が一つの節目です」と強調された講師の言葉を、我々は果たしてどこまで受け止めることができるであろうか?

最後に一言。懸案の『日本の図書館情報学教育2005』出版が今秋の全国図書館大会を目途に期待できる旨、担当者から直接伺うことができたのは収穫であった。

## 参加者のご意見から

### アンケート回答者の全体プロフィール

回答総数 16名

#### 1 回答者のプロフィール

教育部会員 13名  
JLA会員 0名  
いずれも非会員 3名  
無回答 0名

#### 2 テーマについて

	教育部会員	JLA会員	いずれも非会員	無回答
適切	12			
適切でない				
どちらとも言えない	1		2	
無回答			1	

#### 3 今回の研究集会の内容について

	教育部会員	JLA会員	いずれも非会員	無回答
適切	9		2	
適切でない				
どちらとも言えない	4			
無回答			1	

#### 4 今回の研究集会について自由記入された意見等

- レジュメにパワーポイントの資料も部分的につけていただきたい発表もありました。(非会員)
- 非常に興味深く拝聴しました。(非会員)
- テーマを大学における図書館に関する科目についてと絞った方が分かりやすかったように思います。(非会員)
- 門外漢ではありますが、後学のために参加させていただきました。出版業界に所属する私の立場からしますと、図書館の活性化は、現在の活字文化の危機的状況の打開に絶対必要であろうと思います。(非会員)
- 司書・司書教諭の養成に関する現状が大変良く理解できました。今後の動きにも注目していきたいと思えます。(非会員)
- やはり参加者名簿がある方が、情報交換もしやすいのではないのでしょうか。(部会員)
- 個々のご発表は、それぞれに面白かったのですが、全体として研究集会の組み立てがよく見えませんでした。(部会員)

- 参加促進のためのPR活動が更に必要と考える。(部会員)
- 勉強になりました。(部会員)
- 司書補の資格が形骸化しているとかねがね考えていたが、1960年代にすでに廃止されるべきという報告があったことを初めて知った。上級司書の導入とともにこれも廃止すべき時期ではないだろうか。(部会員)
- 学芸員の資格認定に取り入れられる実務経験について、臨時職員としての実務経験も含まれるのか少々知りたかったが…。(部会員)
- 今回の研究集会の告知(詳しいプログラムの内容等)を十分にしていないように思います。参加者が少ない一因では？(部会員)
- 後半の2本は、報告の目的と内容が、はっきりしなかったのが残念。(部会員)
- いつものことであるが、前半の発表3件は、とても大切な事項内容であり、もう少し討議の時間がほしかった。時間配分はむづかしいことですので、内容の重要度に応じてプログラムを組んでいただけると助かります。(部会員)

#### 5 教育部会の活動全般について記入された意見等

- ◎部会報をぜひ公開していただきたいです。(非会員)
- ◎この部会の集会(総会、研究集会)は、いつも余り人数が多くないので気になります。個人的には、土曜日に授業があるので、いつも出られないのですが、もう少し常連だけでなく参加者の層が厚くなると良いと思います。(部会員)
- ◎凍結状態のJLA<上級司書>課題はどうなるのでしょうか? 個人的には、現職者研修等の評価制度でしようが、可能であれば、文科省の委嘱を受けてJLAが実施するという体制が良いと思います。(部会員)
- ◎教育部会のメーリングリストもしくは部会報発行の間を埋めるメールマガジン等の、新しい情報提供・情報交換メディアを期待したい。(部会員)
- ◎情報の提供を感謝しています。これからもよろしくお願いいたします。(部会員)
- ◎図書館現場との積極的な交流が必要と思われる。(部会員)
- ◎部会長などの幹事の方のご努力に対し、感謝しています。(部会員)
- ◎今後も「図書館情報学教育」の主題を多角的見地から研究・討議の場を用意していただけると良いかと存じます。(部会員)

# 2007年度 第2回研究集会のご案内

と き：2007年12月8日（土）10:00～17:00

と ころ：龍谷大学大宮学舎 清和館 3F大ホール

<http://www.ryukoku.ac.jp/web/map/omiya.html>

〒600-8268

京都市下京区七条通大宮東入大工町125番地の1

## 「これからの図書館」と司書養成・研修

文部科学省の「これからの図書館の在り方検討協力者会議」は、2006年度から司書の養成、研修についての検討を行ってきたが、その成果として「平成18年度における司書養成に関する議論のまとめ」を2007年3月に発表した。この「まとめ」においては司書養成のカリキュラムに関して今後検討が必要と考えられる事項が示されているが、そのポイントの一つにこれまで未制定であった図書館法第5条1項2号の「大学における図書館に関する科目」があり、その必要性、内容とレベル、司書講習との関連についての検討の必要性が指摘されている。もう一つの検討課題である図書館職員のキャリアアップ等、研修の在り方に関する意見については、2007年4月段階では示されていないが、近い将来これが示されることが期待される。

このような動きは、図書館員養成と研修のいずれもが、これからの図書館を考える上で極めて重要な意味を持つことが理念上確認されたことを示すだけでなく、具体的な制度面での変革を予感させるものである。特に「大学における図書館に関する科目」については、科目内容の検討のためのワーキンググループが設置され、近くその内容の方向が示されるとのことであり、その成果として「大学における図書館に関する科目」が制定されることになれば、現行図書館法のもとでの司書養成において重要な転換点となる。

図書館学教育部会は、このような養成制度の転換点にあって、なるべく多くの司書養成関係者、および司書養成に関心を持つ関係者の意見が表明されることが、よりよい制度、科目の制定に資すると信じ、今年度の図書館大会図書館学教育分科会をその目的のためのフォーラムとして開催した。

問題の重要性を鑑みれば、1度のフォーラムで議論を尽くすことができたとは到底思われない。それゆえ、図書館学教育部会第2回研究集会でも、さらなる議論の深化を期待して、同一のテーマでの討議を行うことにした。第2回研究集会までには「大学における図書館に関する科目」の詳細がある程度明らかになっていることを期待し、教育内容についての討議を予定している。なるべく多くの方々が、この一連の討議に参加し、自らが拠って立つ専門職としての司書の養成と研修について、積極的に意見を表明されることを切に願う。

### 午前

1. 「日本図書館協会の図書館学教育部会活動と図書館関係文部科学行政」  
志保田 務（図書館学教育部会長 桃山学院大学）
2. 「司書養成制度をめぐる国の動向—図書館法と省令科目の改正を中心に—」  
糸賀 雅児（中央教育審議会生涯学習分科会臨時委員、これからの図書館の在り方検討協力者会議副主査 慶應義塾大学文学部）
3. 「知識情報社会における情報専門職養成とそのコア領域—大阪市立大学大学院創造都市研究科都市情報学専攻のカリキュラムの構成から—」（仮題）  
北 克一（大阪市立大学大学院）

### 午後（司会：山本 順一）

4. 「司書課程は何を教えられるのか：教員として考えていること」（仮題）  
川原亜希世（近畿大学）
5. 「椋山女学園大学・司書課程の現状—短期大学から文化情報学部へ—」  
深井 耀子（椋山女学園大学文化情報学部）
6. 「女子大学における司書課程の役割と学内カリキュラムにおける位置づけ—京都ノートルダム女子大学の取組から—」（仮題）  
岩崎 れい（京都ノートルダム女子大学）

ディスカッション（糸賀、北、深井、岩崎）

### ■交通アクセス

● JR・新幹線「京都」駅から徒歩約12分（市バス約5分）

● 京阪「七条」駅下車、徒歩約20分

● 阪急「大宮」駅下車、徒歩約20分（市バス約5分）

【参加ご希望の方は、11月30日（金）までに「お名前・会員か否か・ご所属・連絡先」を明記して  
kyoiku@jla.or.jp または FAX：075-241-4668（川崎）までお申し込みください。】

編集担当 〒631-8585 奈良市学園南3-1-3 帝塚山大学心理福祉学部 柴田 正 美

Tel. 0742-41-4863 Fax.0742-41-4905 E-mail: mshibata@tezukayama-u.ac.jp